

批評と紹介

黄彰健氏の清太祖に関する論考五編

(歴史語言研究所集刊三十七―下)

松 村 潤

近刊の「歴史語言研究所集刊」第三十七本下冊において、さきに明実録校勘の大業を終えられた黄彰健氏が、入閣前の清初史に関する論考を中心に七編の論文を発表せられた。

明実録をはじめとする漢文史料の豊富な引用はもとより、故宮檔案の整理の進捗にもなつて、最近その利用が可能となつた満文原檔を随処に引用した点において、きわめて注目すべき論文である。

(1) 奴兒哈赤所建国号考

清の太祖ヌルハチが国号を建てたのは、万曆四十四年(一六一六)正月、Genggiyen Hanの尊号をうけ、後金国と号したのに始まるというのが通説である。

これに対して黄氏は、従来の諸研究とは視点を變えて、ヌルハチが対外的に自国をどのように称し、それが時代によつてどのように變化していつたかを、ヌルハチ自身についての

称号と対応させて考察している点に特徴がある。またそれら国号の根拠となる史料については、出来る限り博搜せられるとともに、厳密なる資料批判を試みている。

すなわちヌルハチが国号を建てたのは、万曆二十四年「女直国」と称したのに始まり、ついでこれを「女真国」にあらため、さらに三十三年に「建州国」、四十七年三月に「後金国」、最後に天啓元年(一六一二)に「金国」と五たび變化したとする。

最初の国号「女直国」は申忠一の『建州紀程図記』に見える奴酋回帖に、「女直国建州衛管束夷人之主佟奴兒哈赤稟」とあるのにもとづく。そして図記にヌルハチが「自中王と称し」部下たちが彼を「王子」と称していた事実とあわせて、これを最初の国号と認めるわけである。

ところでこの「王」と「王子」の呼称の違いについては、蒙古人が汗(Han)を「王子」と一般に称していたのが、満洲人の間でも使用され、一方中国的な表現では汗は王と訳されるわけであつて、「自中王と称した」というのは「自中汗と称した」というのを漢文で表現したにはかならず、「王」も「王子」も汗をさし、両者の呼称に矛盾があるわけでないとしている。

しかしながら、つづいてヌルハチが朝鮮に対して「女真国 竜虎將軍」と自称したことの説明として、蒙古の俺答汗の死

後、子の黄台吉が順義王を襲封するとともに、黄台吉の子攢力克が竜虎將軍を襲封したことから、竜虎將軍は順義王の王位繼承人の封号であるとし、ヌルハチが明より竜虎將軍を授けられたことが、あたかもつぎに王に封ぜられる前段階のよう叙述べ、さきの「自中王と称した」ことと関連させているのは論理に飛躍がみられるし、さきの王子の説明とも矛盾する。

つぎに女直を女真とあらためたのは、本来女真が正しく、遼の時代に興宗の諱である宗真を避けて、女直が使用されていたという通説にしたがつて、ヌルハチとしては遼の諱を避ける必要がないので女直を女真にあらためたのであろうと述べているが、女真は *mu:riren* を写したもので、女直はその *n* が脱落した形であり、避諱の説は採用しがたい。またヌルハチが突然それまで使用していた女直を女真に変える必然的な理由もない。それよりもこれは資料の出処にもとづくもので、明では女直を用いたのに対し、朝鮮では一貫して女真を使用しているからに過ぎない。したがって国号を女直国より女真国に変えた事実があるとは思えない。

「建州国」の根拠は、『東国史略事大文軌』巻四六に見える万曆三十三年におけるヌルハチの遼東巡撫総兵への呈文であつて、当時ヌルハチは明に対し極めて恭順であつたが、朝鮮に対しては、「建州等処地方国王修」と自称していた事実に

もとづく。

ところでヌルハチは王と自称していたが、朝鮮側は王とは呼ばなかつたし、その国をさして建州国とはいわず建州衛と称した。一方ヌルハチがなぜ朝鮮に向つて女真国と称さなかつたかについては、当時はまだ女真諸部の統一が出来ておらなかつたためとし、莫東寅氏が『滿族史論叢』のなかで、ヌルハチが対内的には女真国と称し、対外的には建州国と称していたというのは史実にあわなかりしりぞけている。

万曆三十三年ヌルハチが朝鮮に対して「建州等処地方国王」と称した当時、女真人および蒙古人は「汗」の地位は中国の「王」に相当すると考えていたとし、そこで翌三十四年に *Kundulen Han* の尊号がヌルハチに贈られたとしている。しかしその根拠として俺答汗が順義王に封ぜられたことをあげているのは適切ではあるまい。

ところでヌルハチは国内では *Han* と称したが、万曆四十四年当時、明に対してあいかわらず「世効辺疆竜虎將軍」と称し、撫順の商人たちも「都督」と呼んでいたことを、翟鳳翀の「疏革存略再陳東奴情狀疏」によつて例証している。なおこの疏文と満文老檔の記事とを比較し、老檔の日附をただし、内容を補足しているのは重要である。

万曆四十四年正月ヌルハチが *Ganggyen Han* の尊号を受けたことは、明の史料に見えないが、朝鮮の趙慶男の『乱

中雜錄』に見える「大金国汗与朝鮮国王の書」によつて、同年にヌルハチが明に兵を用うる意志があつたことをあげて、尊号を受けた事実の傍証としている。また明に対して七大恨をかかげ兵を起した万曆四十六年四月の遼東巡撫李維翰の題本に拠つて、ヌルハチが明に対して H_{an} と称していなかつたが、その直後の張儒紳らのもたらした七大恨の書の中ではつきり「建州国汗」と称するとともに、明を南朝と呼び自らをもつて北朝と自認していた事実を指摘している。

また万曆四十七年正月、明の使者李繼学がヌルハチのもとから齎した書では、ヌルハチはまだ帝とは称さず王封を加えられんことを求めているが、『乱中雜錄』に見える四十七年三月における、朝鮮の姜弘立が投降した際のヌルハチの諭帖では「朕」と自称しており、また同じ三月の二十一日にヌルハチが鄭応井らを遣して朝鮮国王に送つた書では、「後金国汗」と自称し、「天命」の年号を用いている。さらに『光海君日記』の万曆四十七年己未四月十九日の条には、ヌルハチから朝鮮に送られた文書に、滿漢二体の「後金国天命皇帝」なる新鑄の印が押されていたことは、三田村氏の論文に述べられているが如くである。

ところで「後金」という国号は、中国の成例にあわなないわけ、後世の史家の追認によるという説も出てくるが、ヌルハチもやがてこれに気づき、天啓元年に至つて「後」の字を

とり除くこととなる。この除去の日時について『乱中雜錄』巻一を引用し、辛酉（天啓元年、光海君十四年）夏四月（満文老檔では三月二十一日）には「後金国汗致書於朝鮮国」となつてゐるのが、同年五月十八日のヌルハチの駙馬王李永芳が朝鮮の辺將に送つた書では「金」と称しており、「後金」から「金」にあらためられたのは、早くとも三月二十一日以後、遅くとも五月十八日までのことで、天啓元年四五月の間のことであると比定している。いづれにしても「後金」と「金」との国号は、同時に用いられた国号でないことを主張している。

(2) 論張儒紳齎夷文至明年月並論奴兒哈赤的七大恨及満文老

檔諱称建州国

ヌルハチが万曆四十六年四月いわゆる七大恨をかかげ明に対決したことは著しいが、この七大恨については今西春秋、孟森両氏の論戦もあり、意見が分れるが、黄氏はここに新しい見方を提出している。

すなわち、まず張儒紳らの明へ齎らした七大恨を記した書の内容を検討し、満文老檔では原文の建州国を諱んで女真国とあらためてゐる事実を指摘し、このテキストとしては神宗実録が原文に近く、満文老檔の記載は潤色が加えられてゐるとする。なおこの箇所は満文原檔の荒字檔にも見えるが、潤

色の点においては老櫓と変らない。

張儒紳がこの書を明に齎らした日時については、神宗実録が万曆四十六年四月甲寅とするのに対し、三朝遼事実録および皇明從信録は閏四月にかけているが、これは満文老櫓に見えるごとく閏四月のことである。また内容および次序が一致しないのは、三朝遼事実録の方は、ヌルハチが山東商人に托して山東巡按御史陳王庭に給した呈文に拠っているためである。

なお七大恨については、太宗ホンタイジが袁崇煥に送った書にも引かれていることは、満文老櫓に見えたとおりであるが、当時両者の往復文書は漢文が用いられ、老櫓の記載は漢文からの翻訳である。また『太宗実録稿』に見えるものは、さらに満文訳からの重訳であることは、黄氏が現存している太宗が袁崇煥に送った文書に見える文字の使用例から例証しているごとくであろう。

ところで、これと同じ方法によつて満文原櫓の成立年代にふれ、さきに李学智氏が「老満文原櫓与満文老櫓之比較研究」において天字櫓を天聰元年のものとした誤りを指摘するとともに、成字櫓もまた天聰三年のものではなく、後に成立したものであると述べている。

要するに黄氏の新しい見方というのは、満文老櫓の記載が、原資料を忠実に伝えるものでなく、潤色が行われている

ことを主張する点にある。

(3) 満洲国国号考

満洲の国号については、『満洲源流考』をはじめとして多くの説があるが、黄氏の説は満文原櫓を利用した点に特徴がある。

ところで天命以前にかかわる原櫓としては、荒字櫓と昺字櫓とがあるが、実は両者の記事には重複があり、これを比較すると昺字櫓は荒字櫓を改写したもので、満文老櫓は乾隆年間さらに昺字櫓を改写したものであるが、荒字櫓にしても、その成立年代は太祖朝のものではない。

また太宗朝に関する原櫓の第一冊ともいふべき天字櫓をみると、*manju* とある箇処は有圈点文字で *manju* と塗改されている。したがつて満文老櫓中に見える *manju* は、後の塗改にかかわるもので、「満洲」の国号に関する根拠とはなり得ない。この点においては満洲実録も武皇帝実録も同様である。

『東国史略事大文軌』巻四六の万曆三十三年七月に朝鮮が明の薊遼総督らに送った咨文には、ヌルハチの住地を「万朱」と記している。万朱は満洲と言通し、女真人の呼称であり、明はこの地を建州衛に因んで「建州」と称したとする。したがつて「建州等処地方国王」というのは、とりもなおさず

「満洲国汗」の称にほかならないとする。

ヌルハチは対外文書では、官の正式採用の国名である「女直」、「女真」、「建州」、「後金」、「金」を用いたが、俗称である「満洲」は用いなかつた。しかし地名としては元來満洲であり、その地に住んだ土着の女真人は「満洲人」にほかならなかつた。かれらは女真の一派であるところから、「女真」の国号を用いたが、女真（諸申）すなわち *Jurchen* には奴隸の意味を含むところから、清太宗ホンタイジはこれを退けて「満洲」と改めたとする。

これは原檔の荒字檔をみると、建州国と称していたことが判る。しかしやがて女真および金と称するのも諱むこととなり、崇徳三年に出来た武皇帝実録では、ヌルハチの種族名、地名、国名を一律に満洲と改めたのである。

ところでヌルハチが満住と呼ばれたという説明として、かれが万朱国汗であつたがために万朱すなわち満住と呼ばれたと述べている。そして海西衛忽刺温夷酋ト章台が、その地名である忽刺温と称せられたとして、『事大文軌』に見える遼東巡撫の呈文をあげているが、これは文章上のことであつて、はたしてト章台が普通に忽刺温と呼ばれていたかは疑問である。

また満洲の国号は、開国伝説ではブクリョンシヨンの定めるところであるというが、これがもとより一つの説話である

ことはいうまでもない。そこで黃氏は崇徳朝の史臣の捏造として退けているが、これもまた民族伝説であつて、一概に否定することも出来まい。

最後に万朱に関する地名の由来として、『建州紀程図記』に見える蔓遮が、かの李満住の建州衛の治所であるとし、それ故に女真人は建州衛を称して蔓遮と呼んでいたが、ヌルハチが建州衛僉事となるや、明人と朝鮮人とはその治所を建州と称した。この蔓遮の転音が万朱であるとする。

(4) 清太祖天命建元考

武皇帝実録では、ヌルハチは万曆四十四年丙辰正月八日に天命と建元し、この年を元年としたという。これはヌルハチが同年 *Cenggiyen Han* の尊号を奉られたことがらに於いて、崇徳朝の史臣が追認したことであり、建元の事実があつたわけではない。

また光海君日記の万曆四十七年四月初九日の条に「奴酋差人致書、称以天命二年後金国汗諭朝鮮國王」とあり、同年をもつて天命二年としているが、これについては三田村泰助氏が「天命建元の年次に就て」（東洋史研究一—二）において、その前年に七大恨が出されたことと関係づけられている。

ところで、この金国汗書の全文が、趙慶男の『乱中雜錄統録』に載つている。この末尾には、前掲の三田村氏の論文で

は、恐らく明白なる誤りとして触れられなかつたと思われるが、天命三十六年なる日附が附せられてゐるのである。ただ同じくこの手紙を載せてゐる滿文老檔や武皇帝実録には附せられてゐない。黄氏はこの天命三十六年なる日附を單なる誤りとはせず、ヌルハチは万曆四十七年にあつて、万曆十二年を天命元年と追認したのであるという新見解を発表されてゐる。

さて、この手紙が出された万曆四十七年当時にあつては、朝鮮との往復文書には漢文が使用されていた。したがつて老檔に収められてゐる滿洲文の文書は、手紙の原物でなく、漢文書よりの翻訳である。武皇帝実録に収められてゐるものは、さらにこの老檔の滿文より漢訳されたものである。したがつて黄氏はこれらと比較検討されて、原文書にもつとも近い形のもの、『乱中雜錄統録』に収載されてゐるものであると推定されるとともに、『光海君日記』に見えるものは、当時原文書は紛失して手もとになく、摘要を採録したもので信拠しがたいとされた。また統録にしても三田村氏の拠つた大東野乘本よりは、一九六四年に出た韓國の石印本がすぐれてゐることも指摘してゐる。

天命の年号がサルホ戦の勝利以前に定められてゐないという見解は、三田村氏と一致してゐるが、その年を元年に追認したかについては、前述の如く崇徳朝の史臣が万曆四十四年

をとつたのに対し、黄氏は乱中雜錄統録の「天命三十六年月日」は伝写の誤りではなく、その附注に「万曆十二年甲申、彼賊亦称帝改元、鍊奏（？）軍馬、潛懷犯上之志、而中原及我国皆未知之、知之亦無益矣」とあることに注目し、万曆四十七年は天命三十六年にあたるとしたのである。

ところで何故万曆十二年を元年に追認したかについては、その前年に仇敵ニカン・ワイランを討つべく遺甲十三副をもつて挙兵したことをあげ、ヌルハチはこの年より天眷を蒙つたと考え、翌万曆十二年をもつて天命元年としたのであろうと述べてゐる。

一方、万曆四十七年この書をうけた朝鮮側は、ヌルハチが後金国汗と僭称し、天命と建元したと明に報じてゐるが、この天命建元については、ヌルハチが天命を年号として採用したと述べてゐるだけで、この年を元年となしたと考えるには及ばないとしてゐる。

当時ヌルハチの側近には、ダハイのような漢文を理解するものがいたとはいへ、その智識程度は低かつた。そこで中国の precedents にくらり、国号としては「後金」、また年号については帝位に即いた年を元年とせず、さかのぼつて万曆十二年を元年とするような事態が起つたのであるとする。しかしやがて中国の成例を知るにおよんで、「後金」を「金」にあらためるとともに、年号の方は天命の下に干支紀年を用い数字を用

いることをやめた。このことはすでに天啓元年五月から開始され、李永芳が朝鮮の辺將に送つた書にも、「天命辛酉五月」と記して、天命二十八年とは書かなかつた。要するに年号の方は妥当でないと感じたが、天命の年号は廃除せず、干支紀年に變えて糊塗したというのである。

この干支紀年の実例を黄氏は出来る限り示されているが、太宗実録稿卷一においてもはじめは「天命丙寅九月初一日皇太極貝勒即位」とあつたが、後日にこれを改稿して「天命十一年九月庚申朝皇太極貝勒即位」ということを指摘している。

すなわち、武皇帝実録の編纂にあつて、史臣たちは恐らく太宗の認可を得て、万曆四十四年を天命元年とした。そして太宗実録編纂に際しても、武皇帝実録にならつて、「天命丙寅年」とあるのを「天命十一年」とあらためたといふのである。

なお、この干支紀年と歳数紀年によつて満文原檔の書写年代の先後を決定しうる点を示唆されている。

(5) 論清太祖於称汗後称帝、清太宗即位時亦称帝

ヌルハチは万曆三十三年「建州等処地方国王」と自称し、三十四年には「Kundulen Han」、四十四年には「Genggeyen Han」の尊号を受け、四十六年には「建州国汗」と称している。

るが、この「汗(Han)」の地位は中国の「王」に相当するところの、当時の人々の通念であつたとしている。ところが四十七年サルホ戦勝利の後、ヌルハチは朝鮮王に対する書では「後金国汗」と自称するとともに、「後金天命皇帝」の印を用いた。しかしこのような「汗」を「皇帝」と対応させるのは、一般通念と一致しなかつたので、それ以後の対外文書では「大金国皇帝」と称して「汗」とは称しなかつた。

この大金国皇帝の称は、『亂中雜錄統録』卷一の「天命丙寅年大金国皇帝与毛文竜的信」にあるのが初見で、満文老檔では五月二十一日の条にあたる。そして同年の六月一日には、太祖実録に見える如く、奥巴に汗号を賜与しており、帝の地位を汗より一段高いものとしたのは事実である。

ついで同年八月にヌルハチは病没したが、袁崇煥は李喇嘛を瀋陽に遣して太宗ホンタイジを弔問した。その際ホンタイジはヌルハチにならつて大金国皇帝と称していたのである。

ところが『明清檔案存真選輯初集』に収められている太宗が天聰元年四月および十月に明に送つた文書二通には、天聰の年号を用いているのに対し、翌年正月の文書では、己巳とのみあり天聰の年号は用いられていない。これは明より帝と称するのを禁ぜられたためにはかならない。北京大学所蔵の天聰四年正月上諭刻本にも「且教削去帝号、及禁用國璽」とあり、そのあとに「帝号國璽、一一遵依、易汗請印」とあり

太宗が即位当時はヌルハチにならつて皇帝と称していた事実を証明している。しかし間もなく袁崇煥からの抗議により、話し合いで帝号を降して汗と称することとなつたのである。したがつて再び皇帝と称するのは、崇徳建元になつてからのことである。

以上、五編の論文について紹介してきたが、いずれも相互にきわめて密接な関係にあり、あわせて読む必要がある。なお、このほか「論満文 *nikan* 這個字的含義」、「明史纂誤再統」の二編が収載されている。

(中央研究院「歴史語言研究所集刊」第三十七本下冊、台北、中華民國五六年六月、四二—五七五頁。)

第五世ノヤン・フトクト・ラブジャイ著

ダムディンスルン編

月のカッコウの伝記

岡田英弘

これはモンゴル人民共和国科学アカデミーの言語文学研究所から出ている叢書コルプス・スクリプトールム・モンゴロールの第十二巻として、一九六二年ウラーンバートルから

刊行されたもので、いささか新刊と言うにはふさわしくないが、まだ紹介する人がないようであるからここに記す。

「月のカッコウの伝記(Saran kokögen-ü namtar)」というのは、モンゴル文学には珍らしい戯曲である。もちろん現在のモンゴルでは、ロシアの影響で芝居が盛んに演ぜられている。しかし一九二二年の人民革命以前にも、すでにモンゴルに芝居があつたことは従来知られていなかった事実である。

本書は二六〇ページの本文に正誤表二ページが附されている。その本文の最初の四十六ページは、ダムディンスルン(Dandisüring) オヨム(Oyun) ヲムフ(Möngke) 三氏による詳細な解説で、その内容はすばらしい歴史学の業績と言へべきものである。あとでくわしく紹介する。

解説のつぎの二ページは白紙で、次の第四十九〜六十七の十九ページは「月のカッコウの伝記のユリム(Saran kokögen-ü namtar-un yorim)」と題されている。ユリムはチベット語の *go him* であつて、「次第」を意味するが、このユリムは、この長篇の戯曲の梗概に詳細なト書きを附したもので、本文とあいまつて実際の舞台上の動きをうかがわせる。ユリムの編者として名を列しているのは、第七世ノヤン・フトクト(Doloduyar duri-yin Noyan qutuytu)、トイン・カンボヤフ(Toyin gambu blam-a) 議政扎薩克多羅郡王 (kebei Jasay köfö-yin giyuin wang)、輔国公阿哥(ulu-tur tusalayci